

下呂市中小企業持続化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済を支える市内商工業者の活性化を図るため、経営の維持及び事業の拡大に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則(平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 業務効率化(生産性向上)を図る事業
- (2) 売上向上を図る事業
- (3) 販路開拓を図る事業
- (4) 事業承継を図る事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内商工会の会員であること。
- (2) 市内に事業所を有し、現に市内で事業活動を行っていること。
- (3) 市税(法人にあっては、代表者本人の市税を含む。)を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等を営む者。ただし、一般大衆向けに飲食させる営業は除く。
- (2) 下呂市暴力団排除条例(平成24年下呂市条例第5号)に規定する暴力団又は暴力団員等、かつ、それらの者と関係がある者。
- (3) その他市長が補助対象者として不適当と認めたもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に関わることが明白な次の各号に定める経費とする。

- (1) 事業所等改装費
- (2) 事業用車両購入・改装費

- (3) 設備及び備品購入費
- (4) 広報費
- (5) ウェブサイト関連費
- (6) 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）
- (7) 新商品開発費（パッケージデザイン費用を含む）
- (8) その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象経費としない。

- (1) 通常の事業活動のための経費
 - (2) 単なる取替え更新等の経費
 - (3) 過去に実施した事業を定期継続事業として実施する際の経費（定期的なチラシ等）
 - (4) 市外事業所での事業活動に使用する経費
 - (5) 他の補助制度により補助金等の交付を受けている経費
 - (6) その他市長が不適当と認める経費
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、1補助対象者あたり同一年度10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助対象事業を開始する前に、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業持続化支援事業計画書兼誓約書（様式第1号）
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助対象事業の内容が分かる書類（設備カタログ、展示会開催要項等）
 - (4) 補助対象経費の内容が分かる書類（見積書等）
 - (5) 現況写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （実績報告）

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第13条に定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業持続化支援事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出が分かる書類
- (4) 補助対象事業完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。